

「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ」への意見

2017年1月17日
全大阪消費者団体連絡会

<意見1>

該当箇所

3. 2. 原子力事故に係る措置への備えに関する負担の在り方

意見内容

・中間とりまとめが求める「過去分の負担」とは、定められた料金を支払ってきた需要家に対し、過去にさかのぼって追加の費用の負担を求めるという通常の商取引ではあり得ない仕組みである。その「過去分の負担」全額が、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、福島事故）の賠償に宛てられることとなっている。しかし、福島事故の賠償は、それまで「事故は起こらない」と原子力発電を推進してきた政府と原発保有電力会社とその株主等の事故に対する責任の所在に基づいて、負担のあり方を再検討すべきである。

・「過去分の負担」の仕組み自体、合理性に欠け、採用すべきでない。

理由

・歴代政府と電力会社は、「事故は起こらない」と繰り返し公言をして、原発立地を進め、50数基の原発を建設してきた。「備え」として成立させた原子力損害賠償法は、電力会社に事故責任を負わせるものの、保険対応では1200億円を上限として足りると判断してきた。それは、「事故は起こらない」から対策は不要であるという安全神話の呪縛の上に成り立ってきたものだが、この政策判断に基づいてリスク対応が可能としてきた＝事故に備えて賠償費用を確保してこなかった、歴代政府、電力会社役員、その株主、融資してきた金融機関、原子力関連事業者の責任がまず問われなければならない。

その責任を不問にしたまま、「備え」を怠ってきたのでその過去分を全需要家に負担を強いるとの「中間とりまとめ」方針は、本末転倒であり、納得できるものではない。

・「過去分の負担」の仕組みには、以下の問題点が指摘でき、納得できるだけの合理性を持っていない。

(1)過去に安価な電気を利用して受益した需要家と、2020年以降今後40年間にわたり託送料金に上乗せして負担する需要家が同一とはなり得ず、原発の電気を一切利用したことがない需要家をも含めた将来世代の需要家へのつけ回しという要素を持つ。

(2)中間取りまとめ自体が認めるように、原子力の費用について託送料金を通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者を優遇し、競争上の公平性を損なうものであって、電力システム改革の趣旨に反する。

また、このことの是正策として、原子力発電から得られる電気の一定量を広く調達できるような制度的措置の提案により、結果的に原発を利用し続けるという更なる優遇につながる本末転倒の提案である。原発優遇の延命策は認められない。

(3)中間とりまとめには、特定の電源に発電費用の一部を託送料金に含めて全需要家に負担を求めても、需要家の電源選択が妨げられることはない旨記述されているが、需要家にとって自らが希望しない電源に対する費用負担を不可避免的に求められることは選択の自由を妨げられることに他ならない。

(4)「過去分」は、2011～19年度の原子力事業者の一般負担金と2020年以降の託送料金上乗せ分とされており、その結果、2011年度（福島事故）以降の「将来分」は2019年度までは確保されない。2020年度以降の負担のあり方についても説明がなく、無責任である。

<意見 2 >

該当箇所

3-4. 廃炉に関する会計制度の扱い

意見内容

託送料金制度を利用して、廃炉会計制度を継続することは、原子力事業者を優遇し、送配電部門の独立・中立を損ない、消費者の選択の自由を妨げるものであり、電力システム改革の本来の趣旨に反する。

理由

原子力発電のコストは発電手段の中から原子力発電を選んだ事業者が負担すべきである。

発電部門の費用を、送配電部門の費用に上乗せして回収することは、送配電分離という電力システム改革の根幹に反する仕組みであり、採用すべきではない。廃炉の費用を託送料金に上乗せし、原子力事業者以外の事業者にも負担を負わせることは、「公平な競争環境を損なう」と中間取りまとめ自体が認めている。

また、このことの是正策として、原子力発電から得られる電気の一定量を広く調達できるような制度的措置が提案されているが、結果的に原発を利用し続けるという更なる優遇につながる本末転倒の提案である。原発優遇の延命策は認められない。

原子力事業者は、廃炉コストを含めても原子力の発電コストは安いと主張し続けているのであり、そうであれば規制料金でなくなっても価格競争力が十分に発揮されるはずで、そのコストを託送料金に上乗せして回収を図る必要は無い。

また、原子力の利用・費用負担を望まない消費者の選択の自由を妨げるものであり、採用すべきでない。

<意見 3 >

該当箇所

1. はじめに（電力システム改革貫徹のための基本的な考え方）

意見内容

今回の意見募集で済ますことなく、「中間とりまとめ」の提示した内容を国民に丁寧に説明し、国民的議論を通じて見直しをすべきである。

理由

「中間とりまとめ」は、この間の電力システム改革の延長線上に、卸電力市場の活性化の具体化策を示しているが、自らも今後の検討に任せる事項を提起して多くの不明な点を含んだ提案となっている。また、「自由化の下での財務会計面での課題」と対応策も提示しているが、その論理は矛盾をはらんだもので不可解な点が多くある。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故処理と賠償の費用の見積が 21.5 兆円に増加したことを背景に、その負担の在り方についても提起するものとなっている。

国民にとっては、いずれも重大な関心事であり、負担を求められる項目まで含む内容だが、「中間とりまとめ」を読んだだけでは理解できない事項も多い。

今後の日本のエネルギー政策と福島の復興に重大な影響を及ぼす事項について、年末年始を挟むわずか 30 日間の意見募集で、国民の意見を聴いたとして済ますのは、あまりにも横暴なやり方である。今回の意見募集後であっても、とりまとめまでの間に、国民に対する丁寧な説明、意見交換の機会を全国的国民的規模で積極的に持ち、見直しを図るべきである。